

令和 6 年 5 月 29 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12645

研究課題名（和文）アラブ世界の国際法受容に対しシリア・レバノン系知識人が果たした役割についての研究

研究課題名（英文）The Role of Syrian and Lebanese Intellectuals in the Arab World's Acceptance of International Law

研究代表者

沖 祐太郎（OKI, YUTAROH）

九州大学・法学研究院・専門研究員

研究者番号：90737579

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、日本も含めた非ヨーロッパ世界の諸社会が、近代ヨーロッパに起源を持つ国際法という規範をどのように理解し、受容していったか、あるいはしなかったのかという課題を、19世紀末から20世紀初頭のアラビア語圏に注目し、特に当時の人口動態上重要なインパクトを持ったシリア・レバノン系知識人の役割に注目して検討したものである。検討の結果として、当時の国際法學上、主流になりつつあった実証的な国際法學とは異なるものが広く伝達されていたこと、そして各論者の政治的立場を反映した形での言説の中、国際法の観念はあくまで各自の政治的主張を裏付けるための道具として用いられていたことが確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が持つ第一の意義は、ヨーロッパ起源の国際法がアラビア語圏に対して決して単線的に受容されてきたわけではないことを示した点にある。第二の意義は、国際法の受容過程というものは、現在の国家を単位にのみ考えるだけでは不十分であり、当時の社会の構成や流動性を前提としなければならないことを示した点にある。

研究成果の概要（英文）：This study examines the question of how non-European societies understood and accepted international law, a norm that originated in modern Europe, or how they did not. This study focuses on the Arabic-speaking world from the end of the 19th century to the beginning of the 20th century, with particular attention to the role of Syrian and Lebanese intellectuals, who had an important demographic impact at the time. As a result of the study, it was confirmed that something different from the positive international law that was becoming mainstream in international law at the time was widely disseminated, and that the concept of international law was used only as a tool to support their political claims, in a discourse that reflected the political positions of the respective authors.

研究分野：国際法學

キーワード：国際法の受容 シリア・レバノン アラビア語国際法學 移民

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

近代ヨーロッパに起源をもつ国際法は、今日では世界中の国家に適用可能なものへと拡大している。しかし、世界中の国が、すべて同じように国際法を守るべき規範であると考えているわけではない。そのため国際法学は、非ヨーロッパ世界の人々が現在に至るまで、いかに国際法を認識し受容してきたかを問うべきであるが、特に中東・イスラーム世界に関してこうした問いは、ほとんど等閑視されてきた。近年、実証的な研究が積み重ねられつつあるが、基本的にそれはオスマン帝国を中心としたものでありイスラーム世界の中心部分の一つであるアラブ世界を対象とした研究は未だ皆無である。すなわち、国際法学はイスラーム世界、特にアラブ世界の国際法を受容過程という重要な課題について検討を欠いたままの状態に留まっていた。

一方で、アラブ世界の近代化の過程については、これまで中東研究の分野において膨大な研究成果が蓄積されている。特に本研究との関連で注目すべきは、言語(アラビア語)と近代化との関係に焦点を当てる一連の研究である(代表的なものとして Ayalon, Language and Change in the Arab Middle East, Oxford University Press, 1987)。近代ヨーロッパ起源の諸概念に対し、元々のアラビア語は対応する言葉を持っていなかった。それが様々な手法でアラビア語に翻訳され社会的に定着していくことで、アラブ世界に受容されていく。このアラビア語への翻訳から社会的定着までの過程の検討は、国際法を受容過程を検討する際にも利用可能な手法であると考えられる。

2. 研究の目的

以上のような背景に基づき、申請者は 1890 年代から 1920 年代にかけてシリア人が国際法の主要概念のアラビア語への翻訳に関して重要な役割を果たしたという仮説を立てた。本研究ではその仮説の検証を行う。具体的には、シリア人が上記期間の著作のなかで国際法の主要概念(「国家」「主権」「法」など)を表現するために用いたアラビア語は、それ以前のアラビア語と比べてどの程度新規なものであったのか、そして、それらのアラビア語は 1920 年代以降今日に至るまでのアラビア語国際法関連著作においても依然として用いられているかどうか、すなわち後にどの程度の影響を残したのか、以上の二点の解明をめざす。

3. 研究の方法

(1) シリア人による国際法関連の著作の執筆状況の解明

まずは、本研究の対象であるシリア人による国際法関連著作の執筆状況を解明する。前述の通り、この時期のシリア人は世界中に移民しているが、エジプトに移民した者が著した国際法関連著作については、これまで一定程度研究を進めてきた。しかし、その研究を進める過程で、アルゼンチンに移民したシリア人が現地でアラビア語の新聞や雑誌を出版しているという事実も確認された。そこで、本研究では各地に移民したシリア人も含め、彼らによる国際法関連の著作の執筆状況を整理する。具体的には、多数存在するアラビア語出版物リストやアラブ人著述家リストを網羅的に検討し、シリア人の手による国際法関連著作のリストを作成する。その上で、それらの著作のコピーを各地の図書館、資料館を利用し収集する。

(2) シリア人の著作群における主要概念の抽出・整理

(1) で収集した諸著作を横断的に検討し、「国家」「主権」「法」「国民」など国際法における主要な概念がどのようなアラビア語で表現されているのかを検討する。著作別に、主要概念のアラビア語訳を抽出・整理する。以上の(1)(2)の検討が、本研究の基礎的作業にあたる。これまでの成果を基礎に、二つの通時的分析を行う。

(3) 通時的分析 : 1890 年以前の著作群におけるアラビア語との比較

まずはシリア人による国際法関連著作以前のアラビア語著作群においては、上の諸概念がアラビア語でどのように表現されていたかを整理する。その上で(2)と比較し、その異同や特徴を検討する。この検討によってシリア人のアラビア語の「新規性」が確認できる。なお対象とする著作としては、1872 年に出版されたアラビア語で初の国際法関連著作である Qanūn al-Harb (戦争法) 1873 年に出版された Kitāb Ḥukūq al-Umm (国際法)、さらにはそれ以前に出版されていた欧米諸語・アラビア語辞書、地理学、政治学関連著作、旅行記などを対象とする予定である。

(4) 通時的分析 : 1920 年代以降の著作群におけるアラビア語との比較

シリア人の国際法関連著作以後に出版されたアラビア語国際法関連著作と(2)とを比較する。アラビア語で書かれた本格的な国際法の著作であるアリー・マーヒルの Qanūn al-Duwalī (国際法)を中心に近年のアラビア語国際法著作との比較を行う。この検討によって、シリア人のアラ

ピア語がその後も利用されたのか、あるいは他の用語に代替されたのか、つまり、シリア人のアラビア語の後への「影響」を解明することができる。

4. 研究成果

(1) シリア人による国際法関連の著作の執筆状況の解明

研究期間の初期に予定していた現地での関連著作の収集については、新型コロナウイルスの流行により大幅な修正を余儀なくされた。まず、当初予定していたラテンアメリカ諸国での資料調査は実施できなかったため、代替的にエジプトやヨルダンでの現地調査、イスラエル国立図書館の協力による調査に切り替えることとなった。そのため当初予定していたシリア人の国際法関連著作の網羅的な調査は完遂することができなかった。

特に、単行本に関する調査は不十分なままであるが、一方で定期刊行物に関する調査を進めることができた。その結果、1880年代にシリアからエジプトに移住してきた知識人層が発刊している刊行物の中でも、1876年に当初はバイルートで発刊され1880年には発行拠点をカイロに移した『ムクタタフ』(ヤクブ・サッルーフ(1852-1927)、ファリス・ニムル(1857-1951)による発刊・編集)が、記事本文に加えて、読者からの質問に回答するコラムにおいても国際法に関わる議論を行なっていることが確認された。また、同誌にも投稿していたジョルジュ・ザイダーン(1861-1914)が1886年からカイロで発刊した『ヒラルル』においても国際法関連の連載が生まれ、さらに同誌においては、ザイダーン自身はキリスト教徒であったにもかかわらず、アラブ・イスラームの伝統を一般化することに焦点を当てた記事が多いことも確認された。このほかにも、『アフラム』、『ムカッタム』などの有力紙が同じくシリアからのキリスト教系の移民によって発刊されていた。こうした状況に対する反発から、エジプト人ムスリムによる定期刊行物の発刊が目指されアリー・ユースフ(1863-1913)による『ムアイヤド』、ムスタファ・カーミル(1874-1908)による『リワー』が刊行されることとなったことが確認された。こうした媒体の発行背景は、その個々の議論にも影響を与えており、特に「国家」や「国民」あるいは「民族」をどのようなアラビア語で表現するかという点を巡って差異があることが確認された。

(2) シリア人の著作群における主要概念の抽出・整理・分析

収集した諸テキストを横断的に検討し、「国家」「主権」「法」「国民」など国際法における主要な概念がどのようなアラビア語で表現されているのかの検討を行なった。まず一般的な特徴として、個々の概念について単一のテキストの中でも必ずしも用法が統一されているわけではないことが確認された。この事実の背景には、アラビア語のテキストが参照したと思われる欧米諸語のテキストにある用語の多様性が一つの要因になっていることが確認された。この点は、特に「国家」「民族」「国民」の観念について指摘でき、例えばフランス語でNationという用語はこれら三つの観念を全て意味し得るため、これを訳出する際には、文脈上の意義を考慮して訳し分けるか、あるいは全てを包含しうる訳語を当てるかの選択を行う必要がある。この点で、エジプト人の論者とシリア人の論者とでは、例えばミッラやウンマというアラビア語の使用頻度に顕著な差異があることが確認され、また国家を意味するアラビア語として今日でも国家を意味するダウラという用語を使用し出すのはシリア人の方が早いことも一定程度確認された。本研究期間中に、こうした検討の結果についてまとめるには至らなかったが、現在論文の公表準備を進めている。

しかし、一部の研究成果についてはすでに公表している。例えば、1873年にバイルートで公刊されたKitāb Ḥukūk al-Umam(国際法)1900年にカイロで公刊されたアミン・アルスラーンの書籍の比較検討を行なったものである。いずれもシリア・レバノン系の著者によるものであるが、法、国家にあたるアラビア語の使用法に差異がみられることが分かった。また、同時代のエジプト人が執筆するテキストよりも明らかに「アラブ」に関する言及が強いことも確認されている。

また、本研究期間中に定期刊行物の記事はその時々政治的事件を巡って行われることが多く、そうした記事の中で国際法上の議論が行われることも少なくない。そこで、本研究期間中には、資料を相対的に多く揃えることができたエジプト人ムスリムで、上述した『リワー』を刊行したムスタファ・カーミルによる言説に注目した分析を行い、論文として公表した。特に1899年のスーダン協定の締結をめぐるイギリス、オスマン帝国、フランスの議論の対立を背景に、ムスタファ・カーミルがアラビア語でエジプト人向けに行なった言論活動と、フランス語で欧米社会に向けて行なった言論活動の内容上の差異について分析した。聴衆、あるいは読者、さらにはその時々政治情勢の違いにより使用される観念も異なっていることが確認され、私人レベルでの国際法の受容、使用がいかに状況依存的なものであるかを論じた。

また、本研究期間中には副次的な研究成果として、オスマン帝国の後継国家とみなすこともできるトルコの領域問題などの国際法的研究も行なった。本来は、本研究課題の中心的なテーマであるシリア人が関わる東アラブ地域の19世紀末の領域紛争について整理していたが、そうした検討の前段階として行なっていた現在の問題について事前に公表することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 沖祐太郎	4. 巻 12
2. 論文標題 イミア/カルダックをめぐるトルコ・ギリシャ間の紛争	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 島嶼研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 90-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 沖祐太郎	4. 巻 95
2. 論文標題 トルコ・ギリシャ間のエーゲ海・東地中海諸紛争	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 沖祐太郎	4. 巻 40号
2. 論文標題 ダール・イスラーム/ダール・ハルブをめぐる議論の国際法学における意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 77-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 沖祐太郎	4. 巻 258
2. 論文標題 19世紀のエジプトにおけるアラビア語国際法著作	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史と地理：世界史の研究	6. 最初と最後の頁 61-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Yutaroh OKI
2. 発表標題 Reception of International Law in Japan and Arab Contries
3. 学会等名 エジプト日本研究会第1回国際シンポジウム「中東地域と日本のかかわり」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 沖祐太郎
2. 発表標題 アラビア語圏における国際法：イスラム法の遺産と国際法の遺産
3. 学会等名 駒場中東セミナー「遺産と中東：文化・歴史・信仰の展開」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沖祐太郎
2. 発表標題 国際法学における「地域」観念の意義
3. 学会等名 東京外国語大学国際関係研究所「国際法の共約不可能性」研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 沖祐太郎
2. 発表標題 19世紀末アラビア語国際法テキストにおける「捕虜」観念の思想的検討
3. 学会等名 九州国際法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沖祐太郎
2. 発表標題 19世紀末アラビア語国際法テキストにおける「戦争」觀念の思想史的検討
3. 学会等名 日本中東学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 沖祐太郎
2. 発表標題 『戦争法』（カイロ、1872年）アラビア語版のテキスト分析
3. 学会等名 日本中東学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小笠原 弘幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 九州大学出版会	5. 総ページ数 324
3. 書名 トルコ共和国 国民の創成とその変容	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関